



11月は児童虐待防止推進月間です

『知らせよう あなたが あの子の声になる』

【令和7年度オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 最優秀作品】

児童虐待は、いくつかの種類の虐待が複合して起こることが多いと言われています。

こうした虐待は、子どもの体と心を深く傷つけ、体の成長や脳の発達に影響を及ぼしたり、心の傷(トラウマ)が残ったりすることがあります。体罰等によらない子育てを広めていきましょう。

【虐待のサインを少しでも感じたら、連絡してください】

児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく ☎189 (通話無料)

【児童虐待の種類】

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性的な写真の被写体にする、など
ネグレクト	病院に連れていかない、食事を与えない、置き去りにする、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、など
心理的虐待	「生まれてこなければよかった」などの言葉の暴力、きょうだい間の差別、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)、など

子育て中の
保護者の方へ

子育てや親子関係に悩んだらご連絡ください。

親子のための相談LINE



【問い合わせ】こども家庭センター(子育て支援課内) ☎282-1711 内線1188)



11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です

配偶者やパートナーからの暴力、性暴力、ストーカー行為、セクハラなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。この運動は、女性に対する暴力の根絶を広く呼びかけ、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談してください」というメッセージを伝えています。

【東海村の啓発活動】

○パープル・ライトアップを行います。

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、役場行政棟玄関前を紫色にライトアップします。

○村立図書館に啓発ブースを設置します。

暴力や虐待の防止についての書籍やリーフレット、パープルリボンなどを展示します。ご来館の際は、ぜひお立ち寄りください。



【困ったときは、ご相談ください】

「自分がされていることはDVかも…」と思ったら、一人で悩まずに相談してください。また、周りに悩んでいる人がいたら、相談機関に連絡するように勧めてください。相談は無料で秘密は守られます。

○茨城県女性相談センター(☎221-4166)

○DV相談ナビ(☎#8008)

○DV相談プラス(☎0120-279-889)

○性犯罪・性暴力のためのワンストップセンター(☎#8891)

○女性生活相談(総合相談支援課)

日時▼月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

申し込み▼事前に、電話またはメールで総合相談支援課へ申し込みください。

【問い合わせ】総合相談支援課相談支援担当(総合福祉センター「絆」内) ☎287-2525
✉soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp